

〈〈施設等利用給付対象施設を利用している方へ〉〉

○ 無償化の対象となるには、寝屋川市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

・就労等の保育の必要性があるものの、2号及び3号認定を受けておらず、認可保育所等を利用していない児童の保護者が、新2号又は新3号認定（市民税非課税世帯に限る。）を受け、施設等利用給付対象施設を利用した場合は、当該利用料が無償化（月額上限額あり）されます。

ただし、保育の必要性の認定を受けずに施設等利用給付対象施設を利用した場合は、無償化の対象外となります。

・「保育の必要性の認定」については、P.2・P.3を御参照ください。

・認可保育所等の申請を行い、既に保育の必要性の認定を受けている方は、今回の申請は不要です。申請及び認定状況が御不明の方は、寝屋川市こども部保育課にお問い合わせください。

○ 3歳から5歳児クラスまでの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳児クラスまでの市民税非課税世帯の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化の対象となります。

・寝屋川市所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、寝屋川市への申請が必要です。

○ 認可外保育施設（ベビーシッターを含みます。）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

・無償化の対象となる認可外保育施設は、寝屋川市に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けています。

【提出書類】※以下の書類を施設から配布された封筒に入れ、施設に提出してください。

- ① 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- ② 保育要件の確認書類（P.3の「③保育要件の確認書類の提出」を御参照ください。）
- ③ 申請者（保護者）の本人確認ができるものの写し
（個人番号カードや運転免許証など）※健康保険証・医療証を添付される場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号は黒マジックで塗りつぶす等、マスキングをしてください。
- ④ 申請者（保護者）の個人番号が確認できるものの写し
（個人番号カードや個人番号通知カードなど）
- ⑤ 保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書
（※認可保育所等の申請をされていない方のみ提出が必要です。）

【保育の必要性の認定】

- ① 保育認定の事由
保育認定を受けるには、父・母のいずれもが次の表のいずれかに該当する場合で、家庭での保育が困難であることが条件となります。

保育認定の事由	保育認定事由の要件
就労	月64時間以上、就労している場合（休憩時間を除く）
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間がない場合 （出産予定日の前2か月、後2か月）
疾病・負傷・障害	保護者が疾病、負傷、障害のある場合
介護・看護	同居の親族を常時介護又は看護している場合
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合
就学	月64時間以上、就学している場合（休憩時間を除く）
育児休業	育児休業時に、すでに保育施設等を利用しているお子さんがいて、継続利用が必要であると認められる場合 （育児休業に係るお子さんが2歳になった最初の3月31日まで）
その他	上記に類する状態として、市が認める事由に該当する場合

- ② 保育認定の有効期間

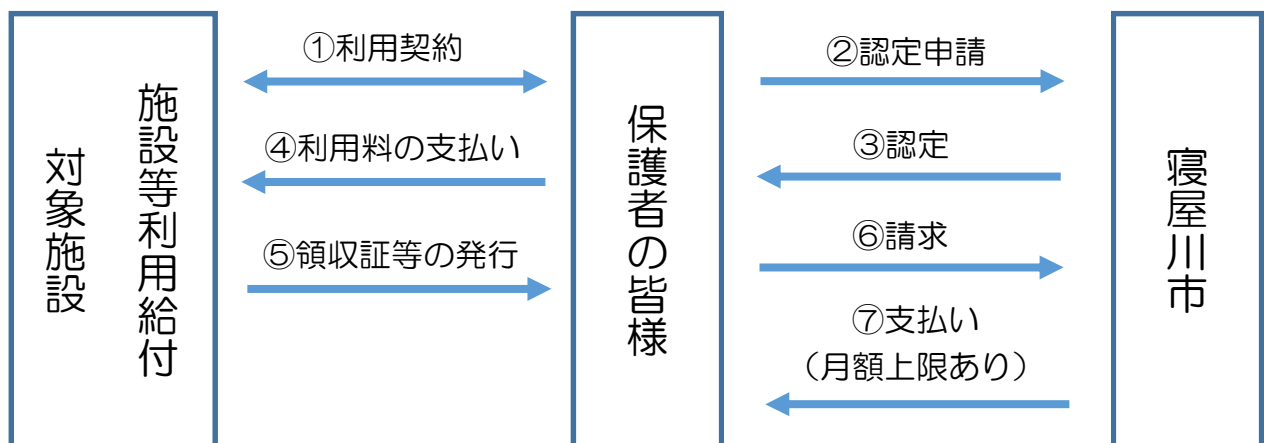
保育認定の事由	認定の有効期限（利用可能期間）
就労 介護・看護 災害復旧	当該子どもの小学校就学前まで
疾病・負傷・障害	診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間
妊娠・出産	出産予定日の8週間前の日から出産予定日の8週間後の日の翌日の属する月の月末まで
求職活動	認定開始日から90日目の属する月の月末まで
就学	保護者の卒業・修了予定日の属する月の月末まで

③ 保育認定の確認書類の提出

保育認定の事由		確認書類
就労	外勤	就労証明書
	内職	就労証明書と給料明細（月額2万円以上）の写し
	自営業	就労証明書
妊娠・出産		出産予定のお子さんの母子健康手帳の写し（1・4ページ目）
疾病・負傷・障害		医師の診断書 ※病院の様式で構いません。
介護・看護		医師の診断書、身体障害者手帳等の写し、療育施設の在園証明書等 ※病院等の様式で構いません。
求職活動		求職活動状況申立書
就学		在学証明書とカリキュラム
育児休業		育児休業取得証明書

※ 保育認定の事由を証明する「就労証明書」・「求職活動状況申立書」・「育児休業取得証明書」は寝屋川市こども部保育課のホームページからプリントアウトできます。インターネット環境がない場合は、寝屋川市こども部保育課にお問い合わせください。

【基本的な手続きのイメージ】



- ※ 保育の必要性の認定を受けていない場合は、寝屋川市への申請が必要です。
- ※ 施設によって、手続き方法が異なる場合があります。
- ※ 無償化の対象は利用料のみとなります。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となりますので、御注意ください。

【保護者の皆様へのお願い】

- 以下の場合、認定の変更手続きが必要です。変更がある際は、随時保育課まで御連絡ください。
- ・保育要件の変更、消失があった
 - ・世帯構成の変更があった（結婚、離婚等）
 - ・利用施設を転園、退園する
 - ・市外に転出する（引き続き同じ施設に通う場合も含む）
- 施設等利用給付（新2・3号認定）を受けている児童について、認定の要件が引き続きあるかを確認するため、年に1回現況調査を実施します。

提出前に最終チェック！！

<input type="checkbox"/>	<p>保育要件があるかどうか？ ⇒P.2の【保育要件とは】「①保育認定の事由」で確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>保育要件がある場合、「保育要件の確認書類」の準備ができていますか？ ⇒P.3の「③保育認定の確認書類の提出」で確認し、必要な書類を準備してください。父母いずれもの保育要件の確認書類が必要です。また、勤務先が証明した就労証明書等の記載必須欄の記載漏れはないか確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>保育要件がある場合、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（第30条の4第2号・第3号）」に漏れなく記入ができていますか？ ⇒もう一度、申請書を見て、記入が漏れていないか確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>専用封筒の表裏の記入が終わっていますか？ ⇒専用封筒を確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>専用封筒に必要な書類を封入し、のり付け等をしているか？ ⇒必要書類を専用封筒に入れ、のり付け等をしてください。</p>